

アダム・スミス『道徳感情論』再考(その2)

第三部良心論を中心にして
井上植恵

Reconsideration of Adam Smith's *The Theory of Moral Sentiments* (2)

—In Reference to the Notion of 'Conscience' in Part 3—

INOUE Chie

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

Adam Smith's *The Theory of Moral Sentiments*, one of his two chief works published in life, went through six editions until his death in 1790. In this process he made several major corrections and revisions of the text. Among the great alterations he made in the one of his views on the role of 'Conscience' in Part 3. What are the points of the alteration? What intellectual factors and socio-cultural background drove him into making the revision? This is the question which the author tries to examine in this essay, especially in connection with the distinction between 'praise' and 'praise-worthiness' and in an intellectual-historical context of the problem of 'wealth and virtue'.

はじめに

偉大な『国富論』(*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776)の著者にして、また経済学の始祖とされるアダム・スミス(Adam Smith, 1723-90)には、『道徳感情論』(*The Theory of Moral Sentiments*, 1759)というもう一つの著作がある。これは、彼の最初の著作であり、また彼最後の著作でもある。

すなわち、スミスには『国富論』、『道徳感情論』の二著作しかない¹⁾。そして、『道徳感情論』は彼のデビュー作であり、その後の改訂・増補や『国富論』の刊行を経て、『道徳感情論』第六版(1790)が彼の生前最後の著作となる。

それらを、内容的に大幅な改訂・増補の行われた年代順に挙げてみよう。『道徳感情論』初版(1759)～同第二版(1761)～『国富論』初版(1776)～同第三版(1784)²⁾～『道徳感情論』第六版(1790)

である。この約30年間は、正にスミスの思想の、成長の過程でもあった。しかしながら、彼は基本的に祖国スコットランド社会の時代的問題に取り組んでいた。その点に関しては、特に『道徳感情論』第六版の主要改訂・増補箇所から窺うことが出来る。

『道徳感情論』についてみた場合、初版～第六版で内容的に大幅な改訂・増補が行われたのは、次の三箇所である。すなわち、第三部³⁾と、第六版において全く新たに追加された新第六部⁴⁾および、第六版における第一部⁵⁾第三篇新第三章「富裕な人びと、上流の人びとに感嘆し、貧乏でいやしい状態にある人びとを軽蔑または無視するという、この性向によってひきおこされる、われわれの諸道徳感情の腐敗について」⁶⁾である。

新第六部については、本紀要第4号において取り上げることが出来たので、省略する。それは、第六版を最も特徴付けるものであった。そこには、先の二箇所だけでは解決のつかない、「富と徳」⁷⁾の時代的問題に対処するための、スミスの苦悩の解答が

あった。

第三部は、スミスが所謂良心(conscience)論を展開した箇所である。それは、内容的に最も激しく変化した箇所であった。それは、第二版での改訂・増補を経て、さらに第六版において大幅な改訂・増補が行われた。新第六部が、第六版における全く新たな追加として緊急に書き加えられたもの⁸⁾であるのに対し、この第三部と第一部第三篇新第三章は、初版～第二版～第六版の関連で改訂・増補されたものである。

スコットランドは、1707年のイングランドとの合邦以来、着実に経済発展の道を歩むのである。しかし、それは同時に「富と徳」の社会問題をも生じさせるものであった。特に、スミスが新たな市民社会の担い手として高く評価し期待していた、一般の人々(特に商人・製造業者層)の道德感情の腐敗・墮落の問題である。徳を捨て、富を追い求める問題、すなわち「称賛にあたいすること(praise-worthiness)」ではなく、称賛(praise)そのものを望む現状に対して、彼は取り組む必要があった。

本小論においては、『道德感情論』第三部の主要改訂・増補箇所を中心に、「富と徳」の両立可能な社会を模索する、スミスの苦悩の取り組みをみていきたい。その際の参考として、以下に、第六版における第一部～七部の邦題(水田洋訳)を記しておいた。

第一部 行為の適宜性について

第一篇 適宜性の感覚について

第二篇 適宜性と両立しうる、さまざまな情念のていどについて

第三篇 行為の適宜性にかんする人類の判断にたいして、繁栄と逆境があたえる影響について、および、まえの状態にあるほうが、あとの状態にあるよりも、かれらの明確な是認がえやすいのはなぜか

第二部 値うちと欠陥について、あるいは報償と処罰の対象について

第一篇 値うちと欠陥の感覚について

第二篇 正義と慈恵について

第三篇 諸行為の値うちまたは欠陥にかんし

て、人類の諸感情に偶然性があたえる影響について

第三部 われわれ自身の諸感情と行動にかんする、われわれの判断の基礎について、および義務の感覚について

第四部 明確な是認の感情にたいする効用の効果について

第五部 明確な道徳的是認および否認の諸感情にたいする、慣習と流行の影響について

第六部 徳性の性格について

第一篇 その人自身の幸福に作用するかぎりでの、個人の性格について、あるいは、慎慮について

第二篇 他の人びとの幸福に作用しうるかぎりでの、個人の性格について

第三篇 自己規制について

第七部 道德哲学の諸体系について

第一篇 諸道德感情の理論において、検討されるべき諸問題について

第二篇 徳性の本性にかんしてこれまであたえられてきた、さまざまな説明について

第三篇 明確な是認の原理にかんして形成されてきた、さまざまな体系について

第四篇 さまざまな著者たちが、道德性の実際のな諸規則を、とりあつかってきたそのやり方について

今日の混迷を極める日本、いや世界は、如何なる社会を目指すべきなのだろうか。また、どこをどのように直せばよいのであろうか。スミスの苦悩の取り組みから、何かを掴むことが出来るのではないかというのが、本小論における隠れた主題である。

1) 第三の著作として、スミスの死後に出版された遺稿集である、『哲学論文集』(*Essays on Philosophical Subjects*, 1795)を挙げる事が出来るであろう。これは、彼の若い頃や晩年に書かれた執筆時期のばらばらな、七つの論文から成っているものである。その中では、若い頃に書かれた、執筆時期の不明な「天文学史」(*The History of Astronomy*)が優れた

ものとされている。

- 2) 『国富論』は、スミスの生前に第五版(1789)まで刊行された。内容的に変わったのは、この第三版であり、「重商主義の結論」が追加された。
- 3) 原題は次のとおり。Of the Foundation of our judgments concerning our own Sentiments and Conduct, and of the Sense of Duty
- 4) 同上。Of the Character of Virtue
- 5) 同上。Of the Propriety of Action
- 6) 同上。Of the corruption of our moral sentiments, which is occasioned by this disposition to admire the rich and the great, and to despise or neglect persons of poor and mean condition
- 7) Hont, I. & Ignatieff, M., *Wealth and Virtue : The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge, 1983 の題名より。
- 8) *The Correspondence of Adam Smith*, Oxford, 1977, pp. 319-20.

1. 『道徳感情論』第三部における改訂・増補

『道徳感情論』初版は大成功を収め、これにより、スミスは学者としての地位を国内外に確立した。その後、主に第二版と第六版で改訂・増補を行っている。第三部は、最も変化の激しい箇所であった。

初版第三部は、四つの篇(第二版から章)から成っている。その後、第六版においては六章構成となり、大きく変化した。ここで、初版および第六版第三部の構成を見ておきたい。

初版第三部

第一篇 称賛または非難される値うちがあるという意識について¹⁾

第二篇 どのようなやり方でわれわれ自身の判断は、他の人びとの判断であるべきものに、依拠するか、および、一般的諸規則の起源について²⁾

第三篇 道徳性の一般的諸規則の影響と権威について、および、それらは神的存在の諸法とみなされるのが正しいということについて³⁾

第四篇 どんなばあいにも、義務の感覚がわれわれの行動の、唯一の原理でなければならぬか、また、どんなばあいにも、それが他の諸動機と協働しなければならないか⁴⁾

第六版第三部

第一章 明確な自己承認と明確な自己否認の原理について⁵⁾

第二章 称賛への愛好について、称賛にあたいすることへの愛好について、また、非難への恐怖について、非難にあたいすることへの恐怖について⁶⁾

第三章 良心の影響と権威について⁷⁾

第四章 自己欺瞞の本性について、および一般的諸規則の起源と効用について⁸⁾

第五章 (初版第三篇と同じ)

第六章 (初版第四篇と同じ)

第六版でのほぼ新たな追加が、第二章と第三章である。また第六版第四章は、初版第二篇の結論部分をそのまま移したものと、ほぼ同じである。したがって、大まかに言って第六版第三部は、初版の第一・二篇を除いた後に四つの章を挿入し、初版の第三・四篇を第五章および第六章としたものである。

初版第一篇は、第六版第二章の題名と似ていることから理解されるように、対応関係にある。すなわち、初版第一篇のほとんどの部分は第六版で第二章に移され、その他に新たな、多くの長い追加が行われた。

初版第二篇は、先ず第二版で大幅な改訂・増補が行われている。ここで注目されることは、良心と世論との関係(違い)を問うエリオット(Gilbert Elliot, 1693-1766)の批判に対する、スミスの回答としての改訂・増補である。これについては、後に触れる。それはさらに、第六版第一章に関連するものであった。すなわち、初版第二篇～第二版第二章～第六版第一章という対応関係になる。

なお、第二版第二章での比較的長い追加部分の多くは加筆されて、第六版で第三章に移った。さらにこの後、長い追加部分がくるため、第六版第三章は、全体でほぼ新たなものとなった。

- 1) 原題は次のとおり。Of the consciousness of merited praise or blame
- 2) 同上。In what manner our own judgments refer to what ought to be the judgments of others : and of the origin of general rules
- 3) 同上。Of the influence and authority of the general rules of morality, and that they are justly regarded as the laws of the Deity
- 4) 同上。In what cases the sense of duty ought to be the sole principle of our conduct ; and in what cases it ought to concur with other motives
- 5) 同上。Of the Principles of Self-approbation and of Self-disapprobation
- 6) 同上。Of the love of Praise, and of that of Praise-worthiness ; and of the dread of Blame, and of that of Blame-worthiness
- 7) 同上。Of the Influence and Authority of Conscience
- 8) 同上。Of the Nature of Self-deceit, and of the Origin and Use of general Rules

2. 第二版での改訂・増補と展開

1) 主要改訂・増補箇所

『道徳感情論』第二版での主要な改訂・増補箇所として、次の二つが挙げられる。

その一つは、初版刊行直後のヒューム(David Hume, 1711-76)の批判¹⁾に対する、第一部第三篇第一章(初版第四篇第一章)「悲哀にたいするわれわれの同感は、一般に、歡喜にたいするわれわれの同感よりも、いきいきとした感動であるのに、主要当事者によって感じられるものはげしさには、はるかにおよばないのがふつうであること」²⁾での、注³⁾としての回答である。

ヒュームは、スミスが初版において、全ての種類の同感(sympathy)による感情が喜びをもたらすとしたことに対し、批判したのであった。この改訂・増補箇所に関しては、本小論では扱わないので深くは触れない。スミスが注で答えているのは、快・不快とは関係のない、観察者と当事者の感情の一致によ

る喜びを指すということである。

もう一つが、初版に対するエリオットの批判への回答としての、第三部第二章(初版第二篇)での大幅な改訂・増補であった。

2) 第二版における良心と世論

エリオットの批判は、「愛すべきものであることと、値うちあるものであること、すなわち、愛にあたいすることと、報償にあたいすることとは、徳性のきわだった諸性格であり、その反対は、悪徳の諸性格である。しかしこれらの性格はともに、他の人びとの諸感情に、直接の依拠関係をもっている。」⁴⁾という部分に対するものである。そこでのスミスは、他人の感情(世論)が徳性に依拠していると言っている。つまり彼が、良心が世論から生まれてくることを説明した部分であった。

エリオットの手紙は残っていない。しかしながら、1759年10月10日付けの、スミスからエリオットに宛てた手紙は⁵⁾、以下のことを示している。

すなわちエリオットは、初版刊行直後にスミスの同感の原理(the principle of sympathy)に対し、他人(世論)の目や感情で自己をみるということは、それが我々自身の行為の道徳判断基準となるので、良心は世論の反映に過ぎないのではないか、との批判をしたとされる⁶⁾。

このようなエリオットの批判に対して、スミスは上述のエリオット宛の手紙で、次のように答えた。

スミスは、「我々自身の行為に関する判断が、常に他人の感情との関係付けを有するという私の説を確証し、それにもかかわらず真の寛大さと自覚的な徳が、全人類の否定を受けても成立可能なことを示す」(井上訳)⁷⁾のである。実にエリオットの批判は、徳性の本質を適宜性(propriety)に求めることへの問題でもあったのだ。スミスは第二版において、以下のように言っている。

「世間全体の喝采は、もしわれわれ自身の良心がわれわれを非難するならば、ほんのわずかしが、われわれの助けにならないであろうし、全人類の明確な否認は、われわれが自分自身の胸中の法廷によって赦免さ

れているばあい、そしてわれわれ自身の心がわれわれに、人類がまちがっているのだと告げるばあいには、われわれを抑圧することはできない。」⁸⁾

自分自身の行為に対する、自らの道徳的な評価は、常に他人の感情に触発され、最終的には帰着するものである。それでも、真の寛大な行為や自覚的な徳は、全人類が自分を否定してもなお可能である、とスミスは言った。そのため、第二版で「下級の法廷(inferiour tribunal)」（世論）と「上級の法廷(superiour tribunal)」（胸中の法廷、良心）が区別されて、後者の意味が強調された。

スミスは、「理性(reason)」、「原理(principle)」、「良心」、「胸中の住人(the inhabitant of the breast)」、「内部の人(the man within)」を「上級の法廷」と呼んでいる。そしてこれに対して、第二版の彼は全面的な信頼を与えた。

「人びとの目のまえにあるこの下級の法廷の權威が、どんなものであるにせよ、もしそれがいつか、自然がその判決を規制するために樹立しておいた諸原理諸規則に反した決定をすることがあれば、人びとは、この不正な決定にたいして控訴をおこない、上級の法廷にたよることを、していいと感じるのである。上級の法廷とは、この薄弱または一方的な判決の不正を匡正するために、かれら自身の胸中に樹立されるものである。」⁹⁾

スミスは、「下級の法廷」が不正な判決をした場合、「上級の法廷」(良心)¹⁰⁾に控訴することが出来ると言っている。しかし、次には以下のようにも言っているのである。

「それでももしわれわれが、その設立の起源をたずねるならば、その裁判権の大部分がひきだされているのは、それがあのようにしばしば、あのように正当に、諸決定をくつがえしている、まさにその法廷〔世間〕の權威からなのだということを、われわれは知る」¹¹⁾

すなわち、良心は世論に対して上位にあって独立

しているのだが、自分自身の行為に対する自らの道徳的な評価は、先ず他人の感情に始まる。そして、この世論の中でこそ、同感の原理により適宜性を求めることから、次第に良心は形成されていく、とスミスは言っているのである。

なお第六版においては、これら二つの裁判所の司法権が、「若干の点では類似的で同属的であるが、しかしほんとうは、相違し区別される、諸原理にもとづいている。」¹²⁾と、区別される。しかしそのことは、世論とのかかわりを全く否定するものではない。この点については、後に取り上げる。

この、第二版における第三部第二章の大幅な改訂・増補は、マクフィーとラファエルによれば、初版に対するエリオットの批判に回答する形で、世論に対する良心の優位を明らかにした(明確化)ものである。それは、第六版に繋がるものであり、また良心の優位をより確実なものにしたのが第六版であったと、彼らは言う¹³⁾。すなわち第二版は、後に第六版で展開されることになる良心論のスタートとも言うべきものであった。

田中正司氏は、このような言わば通説(初版対二~六版)に対して、第二版改訂・増補の意義を初版の補強と捉え、基本的に初版と変わらないもの(初~二版対六版)で、第六版に繋がる理論の展開をしたものではないとしている¹⁴⁾。田中氏によれば、第二版は神学的理由から、世論に対する良心の優位を論証したに過ぎない¹⁵⁾。

本小論では、この田中氏の説を採りたい。その根拠として、第二版においては前述したように「下級の法廷」が不正な判決をした場合、「上級の法廷」に控訴することが出来ると、神の權威によって、良心が世論に優越する理由を述べている点を挙げておきたい。したがって第二版において、「抽象的人間(abstract man)」、「人類の代表者(the representative of mankind)」、「神的存在の代理人(substitute of the Deity)」と¹⁶⁾、普通の人間とは違ったもの(神)で、世論に対する良心の優越性の根拠を示した。それは初版の、良心が世論から形成されてくる理論を、神によって補強しているだけに過ぎないと思われる。そのため、第二版にはまだ、「称賛にあたいすること」への愛好によって良心が世論に優越する、第六版へ

と繋がる展開はないのである。

このようにスミスは、エリオットの批判を契機として、以後、自らの自然神学思想を積極的に展開していくことになるのである。この点に関しては、次の課題としたい。

ところで、スミスは初版においても、良心と世論の問題を考察しなかった訳ではない。彼はエリオット宛ての手紙の中で、「あなたに、マンドヴィルの体系について述べている箇所を読んで頂きたい。そしてそれから、私が全体的に徳を世論から十分に独立させていないか、考えて頂きたい」¹⁷⁾と、頼んでいたのである。

スミスは、初版第六部(第六版第七部)第二篇第四章¹⁸⁾において、情念を「徳性への愛(love of virtue)」、「真の栄光への愛(love of true glory)」、「虚栄(vanity)」に分けることで、マンドヴィル(Bernard de Mandeville, 1670-1733)を批判している。しかし、これら三つは互いに似たものであり、他人の感情に「依拠関係(reference)」が存在する点でも似たものであるとしている。この章は、直接には第六版に繋がっていくものである。しかしマンドヴィル批判は、スミスが初版においても、世論に対する良心の優位に関連する考察をしていたことを示すものと思われる。

さて、第二版第三部改訂・増補における、以上のような理論だけでは、なお限界があった。

- 1) *The Correspondence of Adam Smith*, p. 44.
- 2) 原題は次のとおり。That though our sympathy with sorrow is generally a more lively sensation than our sympathy with joy, it commonly falls much more short of the violence of what is naturally felt by the person principally concerned
- 3) 水田訳『道徳感情論』、筑摩書房、1973、71-2頁を参照。
- 4) *The Theory of Moral Sentiments*, Second Edition, p. 76. 以下、*T. M. S.*と省略。水田訳、71-2頁。
- 5) 「あなたへの手紙がとても遅くなってしまい、本当にすみませんでした。あなたが、私の体系の一部に批判をしてくれたことに対して、とてもありがたく思いました。そしてすぐに、あなたへの学問的な返事を書き始めました。それは、あなた

が心配されている事柄が、私の体系とは関係のないことを示すためです。しかし、より深く考えたら、あなたの批判を不必要なものにするために、私の著作の第三部第二篇を変更して、その変更箇所をあなたに送る方がよいと思いました。それは、三ページの構成になりましたが、あなたが想像のつかないほどに時間と思考が必要でした。何故なら、既に書いた文章の中に何かを入れて、うまく前後を繋ぐのが、一番難しいからです。あなたがそれを読む前に、次のことをお願い致します。つまり、第三部第二篇の最初のパラグラフ(1-2パラグラフ)を読んでから、次の三つのパラグラフ(3-5パラグラフ)をとばして、それから6、7パラグラフを不幸にという単語で始まる260ページの終わりまで読んで、そのパラグラフ(8パラグラフ)の代わりに、あなたが別の封筒の郵便で受け取ることになるこの第二の追加分を入れることです。あなたのご意見を、私宛に送って頂けたら、大変ありがたいです。あなたは、以下で、私の説を確証する二つの試みに気付かれるでしょう。それは先ず、我々自身の行為に関する判断が、常に他人の感情との関係付けを有するということ。そして、それにもかかわらず、真の寛大さと自覚的な徳は、全人類の否定を受けても成立可能である、ということを示すことです。私は、どの位その両方について説明出来たかを、あなたにお聞きしたいのです。もしあなたが、まだ十分に満足出来ないのなら、多くの新しい説明でさらに、一層明確なものとするのが可能です。私は、またあなたに、マンドヴィルの体系について述べている箇所を読んで頂きたいと思えます。そしてそれから、私が全体的に徳を世論から十分に独立させていないか、考えて頂きたいです。

私は、他人の行為に関する我々の判断が、同感に基づいていることを十分明らかにしました。しかし、もし我々が自分自身の行為をある原則で判断し、他人の行為を別の原則で判断したら、それはおかしいことだろうと思えます。

私があなたにお送りした文章の中に、ヒュームの批判に対する回答が載せてあります。私は完全に、彼を打ち負かしたと思えます。

私は現在、新刊(第二版)を刊行しようとして
いるところですが、あなたにその新刊の批評をし
て頂けたら、大変ありがたいです。……」(井上訳)
と、スミスは書いている。

The Correspondence of Adam Smith, pp. 48-50.

- 6) *T. M. S.*, Oxford, 1977, Introduction, p. 16.
- 7) スミスは、またこの手紙の中で、初版の第三部第
二篇第一、二、六、七節の順で、読み直すように
求めていた。この順は、第二版の第三部第二章第
一、二、三、四節に対応。
- 8) *T. M. S.*, Second Edition, p. 206. 水田訳、197頁。
- 9) *Ibid.*, p. 205. 水田訳、196頁。
- 10) Raphael, D. D., “The Impartial Spectator”, in *Essays
on Adam Smith*, Oxford, 1975, p. 91.
- 11) *T. M. S.*, Second Edition, pp. 206-7. 水田訳、197頁。
- 12) *T. M. S.*, Sixth Edition, (.232). 水田訳、248頁。
- 13) *T. M. S.*, ed. D. D. Raphael & A. L. Macfie, Oxford,
1976, Introduction, pp. 15-6, 37.
- 14) 田中正司『アダム・スミスの倫理学(上)』、187
頁～。

15) 同上、196頁(「スミスは、地上の倫
理の神学的根拠を明確化することによって、エリ
オットの批判に返答したのであるが、二版ではこ
うした形で良心が世論に優越する次第が神学的に
基礎付けられているだけで、初版と原理的に異な
る良心論が展開されている訳ではなく、……この
ような二版の良心論が、六版のそれと多分に性格
を異にすることは明らかであるといえよう」)。

16) *T. M. S.*, Second Edition, p. 208. 水田
訳、198頁。

17) *The Correspondence of Adam Smith*, p.
49.

18) 原題は次のとおり。Of licentious
Systems (放縦な諸体系について)

3. 第六版における良心と世論

1) 称賛にあたいすること

『道徳感情論』第六版は、初版から約30年後の、

スミスの死の直前に刊行されたものである。さらな
る経済発展の道を歩むスコットランド社会において、
彼は「富と徳」の両立問題に苦悩していた。そのよ
うな状況の中で、第六版は大きく変わったのである。
特に第三部良心論において、大幅な改訂・増補が行
われたのであり、第三部第二章と第三章はほぼ新た
な追加であった。彼はそこで、良心が称賛へではな
く、「称賛にあたいすること」への愛好から引き出さ
れる点を明確にした。

すなわちスミスは、第二版での理論的境界を克服
するため、良心論そのものの新たな展開を図り、「想
定された〔内面的な 引用者〕中立的な観察者(the
supposed impartial spectator)」概念を導入すること
になる。以下で、さらに詳しくみていきたい。

第六版第三部第二章と対応関係にある初版第三部
第一篇においても、スミスは称賛と「称賛にあたい
すること」の違いをそれなりに認めてはいた。しか
しながら、その違いの生み出す問題については、主
題としていなかった。つまり初版においては、良心
の痛みに苦しんだり、また逆の場合には喜んだりす
る、人間の自然の感情として「称賛にあたいするこ
と」を喜ぶとの説明が行われていた。それが、第二
版を経て第六版において、はっきりと区別されるの
である。すなわち、次のように言っている。

「称賛にあたいすることへの愛好は、けっして、称
賛への愛好だけから、ひきだされるものではない。そ
れらふたつの原理は、相互に類似しているとはいえ、
また、結合され、しばしば相互に混合されるとはいえ、
しかもなお、多くの点で、相互に区別があり、独立し
ているのである。われわれがその性格と行動(character
and conduct)を是認する人びとにたいして、われわれが
自然にいだく愛情と感嘆は、必然的に、自分たちが同
様の快適な諸感情の対象となること、そして、われわ
れがもっとも愛し感嘆する人びととおなじく愛すべく
感嘆すべきものに、自分たちがなることを、欲求する
気持をわれわれにおこさせる。」¹⁾

つまりスミスは、称賛と「称賛にあたいすること」
への愛好は、区別されるべきであることを明確に述
べている。そして、他人に対して行われる道徳的な

判断が、自分自身に対しても行われることから、「称賛にあたいすること」を望む気持ちが生じると言うのである。

ところで、初版第六部第二篇第四章において、スミスがマンドヴィルを批判したのは、マンドヴィルが称賛と「称賛にあたいすること」への愛好を同一視することに対するものであった²⁾。マンドヴィルの体系は、徳と悪徳を同一視するものである。そのため、スミスは危険な体系であるとしていた。しかしながら、真理をも含んでいる点は認めていたのである。マンドヴィルは、あらゆる社会的な商業活動の行われる力となるものが、悪徳であると主張する。

このマンドヴィル批判から、第六版第三部第二章及び第三章は繋がっているのである。また、第六版第一部第三篇新第三章への繋がりも同様であった。そこでは、富裕な人々や上流の人々を感嘆する人間の性向は、彼らを模倣する傾向にあり、彼らを模倣することが道徳的腐敗・墮落の大きな原因になっている、という指摘が為されていた。

スミスは、称賛そのものを目的とする現状において、「称賛にあたいすること」への愛好によってこそ、良心は導かれる点を明らかにしなければならなかったのである。

「明確な是認についてのこの欲求、明確な否認へのこの嫌悪は、それだけではかれを、そのためにかれがつくられた社会に、適したものともしなかったであろう。したがって自然はかれに、是認されることについての欲求だけでなく、是認されるべきものであることについての欲求を、すなわち、他の人びとにおいてかれが称賛するもので、かれ自身がありたいという欲求を、授けておいたのである。」³⁾

したがって、「明確な是認にあたいするものであることは、つねに、最高の重要性をもった目的であるにちがいない」⁴⁾のだ。

第六版のスミスは、人は他人から是認されることを望むだけでなく、是認に値すること、すなわち「称賛にあたいすること」を望むものであって、このことが社会にとって必要であることを強調している。何故なら、「称賛にあたいすること」を望むことこそ

が、社会に適することを望むことであるから。

「かれの明確な自己是認は、他の人びとの明確な是認によって確認されることを、必要としない。それは、それだけで十分なのであり、かれはそれに満足しているのである。この明確な自己是認は、かれが熱心に求めうる、あるいはもとめなければならない、唯一のではないとしても少なくとも主要な、目的である。それへの愛好は、徳性への愛好である。」⁵⁾

さらに、スミスはこう言っているのである。すなわち、「称賛にあたいすること」とは、他人による是認や否認を気にする必要のない、それだけで十分である自己是認のことである。また、称賛に値しない場合に称賛を要求したり、あるいはそれを受け入れることさえ、最も軽蔑すべきものであった⁶⁾。

第六版第三部の改訂・増補箇所において、スミスは新たに「想定された中立的な観察者」概念を導入した。そのことは、既に同感の原理の破綻とも言えよう。しかしながら、彼は道徳的な腐敗・墮落の現状に直面して、これまでの理論的限界を克服する必要があった。

「かれ自身の良心の明確な是認が、いくつかの例外的なばあいには、人間の弱さを満足させうることはめったにないとはいえ、胸中の偉大な同居人という、想定された中立的な観察者の証言が、かならずしもつねに単独でかれをささえることはできないとはいえ、それでも、この原理の影響と権威は、あらゆるばあいにきわめて大きい」⁷⁾

スミスは、ただ世論に従うのではなく、主体性を持った、良心によってのみ生きて行く人間のための道徳を示すために、この「想定された中立的な観察者」を登場させた。彼はさらに、次のように言う。

「人間がこのようにして、人類の直接の裁判官たらしめられたとはいえ、かれは第一審においてのみ、そういうものとされたのであり、かれの判決にたいしては、はるかに高い裁判所へ、かれら自身の良心のそれへ、想定された、中立的で豊富な知識をもった観察者

のそれへ、控訴がなりたつのである。これらふたつの裁判所の司法権は、若干の点では類似的で同属的であるが、しかしほんとうは、相違し区別される、諸原理にもとづいている。外部の人の司法権はまったく、じっさいの称賛への欲求と、じっさいの非難への嫌悪とに基礎をもつ。内部の人の司法権はまったく、称賛にあたいすることへの欲求と非難にあたいすることへの嫌悪とに基礎をもち、……」⁸⁾

現実の観察者(世論)に対する信頼感に疑問を持つようになったスミスは、この「想定された中立的な観察者」を必要としたのである。

しかしながら、「想定された中立的な観察者」の同感、つまり「称賛にあたいすること」だけを望む人間でも、世論が激しく反対する場合には、恐れためらうものである。そのためスミスは、「さらにいっそう高い裁判所」への直接的な控訴を用意し、良心の世論に対する絶対性を示した。

「失意と苦難のもとにおかれた人間の、唯一の効果的な慰めは、さらにいっそう高い裁判所への控訴のなかにある。すなわち、すべてを見ているこの世界の裁判官、その目はけっしてだまされることなく、その判断はけっして邪道にそれさせられることがありえない裁判官の、裁判所への、控訴である。」⁹⁾

この「すべてを見ているこの世界の裁判官」は、カラス事件¹⁰⁾について述べている前の箇所でも見られるものである。この事件は、世論と良心の不幸な対立の例であった。水田洋氏によれば、スミスが第六版第三部において良心の優位を明らかにしたきっかけは、このカラス事件による。この点に関しては、異論もあるところであろう¹¹⁾。しかしながら、このような対立が見られる現状に直面して、スミスは良心の優位を絶対的なものとするため、「すべてを見ているこの世界の裁判官」を必要とした。

2) 自己規制と人間愛

第六版第三部第三章の前半部分は、第二版第三部第二章で追加挿入された比較的長い部分の多くに加

筆して移したものである。さらにこの後、終わりまでの長い部分が、第六版において新たに追加された。この第三章において、スミスはさらに、主体性を持ち良心によって生きていく人間のための道徳を述べていく。

第六版において新たに追加された長い部分では、主に自己規制(self-command)について論じている。この自己規制は、自分自身の悲運に対して特に求められるものであり、その過度な表現は非難される。そのために、「自己規制の偉大な学校であるこの世間の雑踏と事業のなかで」¹²⁾、自分を律することを学ばなければならない。この自己規制によってこそ、「明確な自己是認と、あらゆる公平で中立的な観察者の喝采とを享受する」¹³⁾のである。

自分自身に対する自己規制と、他の人々に対する人間愛(humanity)とを併せ持っている人、つまり「もっとも完全な徳性(the most perfect virtue)」を持っている人が、我々の最高の愛情と感嘆の対象となるのである。しかしながら、この二つを併せ持つことは難しい。

「人間愛というおだやかな徳性がもっともうまく育成されうる諸境遇は、自己規制というきびしい徳性を形成するのにもっとも適した諸境遇と、けっしておなじではない。自分自身が安楽にしている人は、もっともよく、他の人びとの困苦について配慮することができる。自分自身が諸困難にさらされている人は、きわめて即座に、かれ自身の諸気分について配慮し、それらを制御することを、求められる人である。」¹⁴⁾

だからこそ、このように難しい二つの徳性を併せ持つためには、社会(世論)の中で、他人と共に生きていかなければならないのだ。

スミスは、当時の一般の人々の道徳的な腐敗・墮落の現実直面したため、第六版において、このような二つの徳性を併せ持つ人間を理想として望んだのである。それは、先にも述べたとおり、「称賛にあたいすること」のみを望む人間であった。

しかし、さらに目覚しい経済発展の道を歩むスコットランド社会において、スミスはこの第三部良心論の改訂・増補だけではなお不十分と感じたようで

ある。

そこでスミスは、全く新たな新第六部徳性論の追加により、人間の本性そのものの問題に取り組むこととなる。これは、第三部の改訂・増補よりも後の、1789年になって急遽追加されたものであった¹⁵⁾。新第六部については、本紀要第4号において取り上げたとおりである。そこでは、自己規制が中心に論じられた。

- 1) *T. M. S., Sixth Edition*, (.2.3). 水田訳、236 頁。
- 2) そのためスミスは、「徳性への愛」、「真の栄光への愛」、「虚栄」の三つに分けて、マンドヴィルを批判していた。
- 3) *T. M. S., Sixth Edition*, (.2.7). 水田訳、237 頁。
- 4) *Ibid.*, (.2.7). 水田訳、238 頁。
 - 5) *Ibid.*, (.2.8). 水田訳、238 頁。
 - 6) 田中正司氏が、スミスはそれまでの「徳の社会化」論の限界から、第六版で「道徳的自律」論へと改訂・増補を行っていった、と言うとおりである。

田中正司『アダム・スミスの倫理学(上)』、154 5 頁。
 - 7) *T. M. S., Sixth Edition*, (.3.1). 水田訳、199 頁
- 8) *Ibid.*, (.2.32). 水田訳、248 頁。
- 9) *T. M. S., Sixth Edition*, (.2.32). 水田訳、249 頁。
- 10) カラス事件とは、仏トゥールーズの商人で新教徒であったジャン・カラスが、長男殺害の理由で処刑された事件。長男は旧教に改宗したため、ジャン・カラスが彼を殺害したという理由で、1762年3月に有罪判決を受け、処刑された。まもなく、ヴォルテールやチュルゴの再審要求が始まり、1765年3月にジャン・カラスの無罪判決が下された。スミスは、トゥールーズに1764年3月~65年8月まで滞在している。
- 11) 田中正司氏は、カラス事件は冤罪の例として第六版に付加されたものであって、この事件をきっかけにスミスが第六版において、良心の優位を明らかにしたのではないと言う。

田中前掲書、152 3 頁。
- 12) *T. M. S., Sixth Edition*, (.3.25). 水田訳、258 頁。
- 13) *Ibid.*, (.3.28). 水田訳、260 頁。

14) *Ibid.*, (.3.37). 水田訳、266 頁。

15) Ross, I. S., *The Life of Adam Smith*, 1995, p. 385.

おわりに

これまでみてきたように、スミスは『道徳感情論』第六版において、良心の優位・独立性を確実なものとした。しかし、世論(社会)との関わりを全く否定したわけではない。そのことは、初版から第六版までを貫く大原則とでも言うべきものである。

「胸中の人、われわれの諸感情と行動との抽象的で理想的な観察者は、現実の観察者の出現によって、しばしばよびおこされ、かれの義務を思い出させられる必要がある。」¹⁾

良心は、世論を基礎として、必ずそこから生まれてくるものなのである。だから、逆境の時は「世間と社会の日光のなか」²⁾で見知らない人々と、繁栄の時は「あなたの性格と行動とによってのみ、評価できる」³⁾人々の中で、謙虚さと冷静さを持って生きなければならないのだ。スミスは、一貫して同感の原理により、社会的な人間把握を行った。

第六版は、初版から約30年後の、さらに経済発展をしていくスコットランド社会に対して、これまでの理論では対処しきれなくなった問題への、スミス最後の苦悩に満ちた処方箋の提示であったとも言える。第六版第三部において、彼は「もっとも完全な徳性」を持った人間を理想として望んだ。それは、自分自身に対する自己規制と、他の人々に対する人間愛を併せ持ち、主体的に生きる人の姿であった。

「もっとも完全な徳性をもっている人、われわれが自然にもっとも愛し尊敬する人は、かれ自身の本源的で利己的な諸気分にたいするもっとも完全な規制に、他の人びとの本源的気分および同感的な気分の双方へのもっともするどい感受性を、むすびつけている人である。」⁴⁾

しかしスミスは、この対立する二つの徳性の卓越

を、一般の人々に対して望んでいる訳ではない。彼は「もっとも完全な徳性」を、あくまでも理想として望んだに過ぎない。既に彼は、「多くの場合に、もっとも完全な適宜性をもって行為するには、人類のうちのもっとも無価値なものでさえ所有する、ふつうで通常のていどの感受性または自己規制以上のものは、必要ではない。」⁵⁾とも言っている。彼はあくまでも、ごく普通に社会で認められる程度のものを要求してきたに過ぎないのだ。また、以下に挙げる有名な箇所からも、そのことは窺えるであろう。

「富と名誉と地位をめざす競争において、かれはかれのすべての競争者を追いぬくために、できるかぎり力走していいし、あらゆる神経、あらゆる筋肉を緊張させていい。しかし、かれがもし、かれらのうちのだれかを、おしのけるか、投げ倒すかするならば、観察者たちの寛大さは、完全に終了する。それは、フェア・プレイの侵犯であって、かれらが許しえないことなのである。」⁶⁾

それは、基本的に変わることのないものである。だが、第六版におけるスミスの口調は、その現状を目の当たりにして厳しいものとならざるを得なかった。彼は一貫して、「富と徳」の両立した社会の可能性を模索していたのである。人が、富のみを追い求めた時には、当然ながら道徳感情の腐敗・墮落の問題が起こってくる。自己規制と人間愛は、その防止策となるべきものである。彼の、良心と世論との関係における考察は、そこに繋がってもいたのであった。

今日の我々は、真に「称賛にあたいすること」を望んでいるのだろうか。我々は、スミスの言っていた自己規制の心や人間愛の心を見失っているのではないだろうか。それらを見失ったから、人間不信の時代とも言える今日に至ったのではないだろうか。彼の言うように、一般の人々にとってその卓越は特に必要はないであろうが、どちらをも見失うことは出来ない。なぜなら、我々は、社会(世界)に生きなければならないのだから。

スミスは、その生涯にわたって『道徳感情論』の改訂・増補を行っている⁷⁾。死を目前にした彼の脳

裏を掠めた不安は、正に今日の我々に通じるものであるように思えてならない。

- 1) *T. M. S.*, Sixth Edition, (.3.38). 水田訳、267 頁。
- 2) *Ibid.*, (.3.39). 水田訳、267 頁。
- 3) *Ibid.*, (.3.40). 水田訳、267 頁。
- 4) *Ibid.*, (.3.35). 水田訳、265 頁。
- 5) *Ibid.*, (. .5.7). 水田訳、33 頁。
- 6) *Ibid.*, (. .2.1). 水田訳、131 頁。
- 7) スミスの生前に、第五版まで刊行された『国富論』は、内容的に特に大きな改訂・増補は行われていない。最近の研究では、彼は第六版を改訂中であつたのではないかとされている。

参考文献

(一次文献)

- Smith, A., *The Theory of Moral Sentiments*, London, 1759, Rinsen reprinted, 1992.
- Smith, A., *The Theory of Moral Sentiments*, London, 1761, Rinsen reprinted, 1992.
- Smith, A., *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by D. D. Raphael & A. L. Macfie, Liberty Fund, 1984.
- Smith, A., *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by R. H. Campbell & A. S. Skinner, textual editor W. B. Todd, 1976.
- Smith, A., *The Correspondence of Adam Smith*, ed. by E. C. Mossner & I. S. Ross, Oxford, 1977.
- Smith, A., *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R. L. Meek, D. D. Raphael, & P. G. Stein, 1978.
- Smith, A., *Essays on Philosophical Subject*, ed. by W. P. D. Wightman, J. C. Bryce, & I. S. Ross, general eds. D. D. Raphael & A. S. Skinner, 1980.
- Smith, A., *Lectures on Rhetoric and Bells Letteres*, ed. by J. C. Bryce, 1983.

(二次文献)

- Hont, I. & Ignatieff, M., *Wealth and Virtue : The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge, 1983.

- Rae, J., *Life of Adam Smith*, London, 1895, A. M. Kelley Publishers reprinted, 1965.
- Raphael, D. D., *Essays on Adam Smith*, ed. by Skinner, A. S. & Wilson, T., Oxford, 1975.
- Ross, I. S., *The Life of Adam Smith*, Clarendon Press, 1995.
- Stewart, D., “*Account of the Life and Writings of Adam Smith LL. D.*”, Oxford, 1980.
- I. S.ロス『アダム・スミス伝』(篠原・只腰・松原訳) シュプリンガ・フェアラク東京、2000。
- アダム・スミス『道徳感情論』(水田洋訳) 筑摩書房、1973。
- アダム・スミス『道徳感情論(上・下)』(水田洋訳) 岩波書店、2003。
- アダム・スミス『修辞学・文学講義』(宇山直亮訳) 未来社、1990。
- ドゥーガルド・スチュアート『アダム・スミスの生涯と著作』(福鎌忠恕訳) 御茶の水書房、1984。
- 柘植尚則「スミス倫理学の展開に関する一考察」『イギリス哲学研究』16号、1993。
- 水田洋『アダム・スミス研究』、未来社、1968。
- 水田洋『アダム・スミス 自由主義とは何か』、講談社、1997。
- 水田洋「歴史のなかのアダム・スミス」『名城商学』491号、1999。
- 山崎怜『経済学と人間学 アダム・スミスとともに』、昭和堂、1994。
- 山本雅男『ヨーロッパ「近代」の終焉』、講談社、1992。
- (Received:December 31, 2004)
(Issued in internet Edition:January 31, 2005)
- 天羽康夫『ファーガスンとスコットランド啓蒙』、勁草書房、1993。
- 伊藤哲『アダム・スミスの自由経済倫理学』、八千代出版、2000。
- 内田義彦『経済学の生誕(増補)』、未来社、1962。
- A. L. マクフィー『社会における個人』(水田・天羽・舟橋訳) ミネルヴァ書房、1972。
- 佐伯啓思『アダム・スミスの誤算 幻想のグローバル資本主義(上)』、PHP 研究所、1999。
- 佐々木純枝『モラル・フィロソフィーの系譜学』、勁草書房、1992。
- 佐々木健『哲学・技術・想像力 哲学論文集』、勁草書房、1994。
- 佐々木健「アダム・スミスにおける「判断」論の地平」『富山国際大紀要 VOL. 8』、1998。
- 佐々木健「アダム・スミスの思想世界の精神史的位相」『日本国際情報学会紀要』1号、2004。
- 田中正司『アダム・スミスの自然法学』、御茶の水書房、1988。
- 田中正司『アダム・スミスの自然神学』、御茶の水書房、1993。
- 田中正司『アダム・スミスの倫理学(上・下)』、御茶の水書房、1997。
- 田中正司『経済学の生誕と「法学講義」』、御茶の水書房、2003。